

役員及び評議員の日額給与等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人中央会の役員及び評議員の日額給与等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により日額給与を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により日額給与を支払うことができる。

(役員及び評議員の日額給与)

第4条 理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は別表2により日額給与を支払うことができる。

2 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により日額給与を支払うことができる。

3 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により日額給与を支払うことができる。

(監事の日額給与)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により日額給与を支払うことができる。

2 監事が法人及び施設の指導検査への立会い及び運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により日額給与を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出席する場合は、別表3により日額給与及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に既算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

付 則

- 1 この規程は、平成21年9月1日より適用する。
- 1 この規程は、平成25年1月1日より適用する。(法律の改正により)
- 1 この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表 1

名 称	日額給与
理事会出席日額給与等	支給額は、源泉徴収税額表、日額表乙欄の税額を控除し、9,000円を支給する。
評議員会出席日額給与等	支給額は、源泉徴収税額表、日額表乙欄の税額を控除し、9,000円を支給する。

別表 2

名 称	日額給与
理事長業務日額給与等	支給額は、源泉徴収税額表、日額表乙欄の税額を控除し、9,000円を支給する。
理事及び評議員業務日額給与等	支給額は、源泉徴収税額表、日額表乙欄の税額を控除し、9,000円を支給する。
監事監査指導日額給与等	支給額は、源泉徴収税額表、日額表乙欄の税額を控除し、9,000円を支給する。

別表 3

旅 費	宿 泊 費	日額給与（1日）	そ の 他
実 費	実 費	支給額は、源泉徴収税額表 日額表乙欄の税額を控除し 9,000円を支給する。	実 費